

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年1月20日 第172号

魚めし屋に行ってきました

スマートフォンを何気なく見ていたら、小山にある魚屋併設の定食屋さん(うおめしや)の記事が目にとまり、あまりの絶賛ぶりに惹かれて早速行ってみました。11時10分に西城南の消防署前にあるお店に着くと、開店20分前なのに既にお客さんで溢れていました。メニューは仕入れによって毎日変わるそうで、私は刺身5種付のカレイの煮付けを注文。最初のお客さんから15組目でしたが入店は12時30分くらい、料理が出たのが12時50分くらいでした。



店内は綺麗で接客も感じいいのですが、注文を早々に受けている割に料理の提供が遅く、つい、ここを改善すればもっと利益が出るのにと考えてしまいました。ただこれはいつものことのように、お客さんは平然としていたのが印象的でした。

料理の方は煮付けもおいしいし、刺身もおいしかった。鯛のあらで出汁をとったみそ汁はお代わりを貰い

外の黒板を見て、入店前に注文します。ました。

お店の掛け声は、「お腹一杯どうぞ!」です。当然ごはんもお代わり自由ですが、最初の盛り方も結構多いので、あまりお代わりしている人はいませんでした。お会計の時には、「お腹いっぱいになりましたか?」と聞かれます。私はなりました。

来店される方は、11時までに駐車場に到着することを勧めます。



写真撮るのを忘れたのでネットから拝借しました。



何だか寸足らずな感じです。

種を直播して育てた白菜が順調で、大量に収穫できております。キャベツは寒さで上の方が腐ってしまいました。庭で育てている人参ですが、日当りが悪いせいか、今一つ元気がありません。また育ちが非常に不揃いで、たまに立派なものも採れることもありますが、何だか妙に短いものが多く、ちょっと残念な結果となりました。そろそろ春に栽培を始める野菜の準備が、本格的に始まります。

我が家の畑

4月以降に求人を出す場合には

ご注意ください

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。

具体的には「就業場所」として、「雇入れ直後」のものと「変更の範囲」を求人広告等に記載することとなります。「業務の変更の範囲」についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」(通算契約期間または更新回数の上限を含む)も明示しなければなりません。

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとして、別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触するまでに、すべての労働条件を明示する必要があります。

労災事故の半数は第三次産業で発生

労災事故と聞くと製造業や建設業などが中心だと感じるでしょうか。しかし、令和4年の労災事故(死亡災害および休業4日以上の死傷災害)は、その半数以上が第三次産業で起こっています。

第三次産業の中でも、群を抜いて増えているのが社会福祉施設等での転倒や腰痛等(動作の反動・無理な動作)による災害です(平成29年比較で46.3ポイント増)。

また、景気の回復を反映して「接客・娯楽」業や、高齢者の就労する割合の多い「警備業」での労災の事例も目立って増加しています。



これから1年で一番寒い時期を迎えます。労災には一番注意したい時期です。労働人口の高齢化と共に、いずれの業種でも、最近の労災で多いのは転倒によるものです。転倒の怖さは言うまでもないとは思いますが、たった一度の転倒で寝たきりになってしまうこともありますので注意が必要です。